

## 公益社団法人長野県社会福祉士会 謝金・旅費等支払規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人長野県社会福祉士会（以下「本会」という。）の役員等が会務に、職員が業務に従事した場合及び外部識者に講義等を依頼した場合の謝金、旅費等について定める。

### (謝金等)

第2条 講師等の謝金・報酬は、次のとおりとする。

(1) 外部講師の謝金等は、1時間当たり次の区分により支給する。

区 分	金 額
① 講師謝金（事例報告等含む）	
ア 医師・弁護士・教授等	15,000 円
イ 施設長・団体長等	12,000 円
ウ その他	10,000 円
② シンポジスト・パネリスト謝金	①の50%
③ 課題の添削謝金	2,000 円

(2) 外部講師の委員報酬は、1回当たり次のとおりとする。

原則として 10,000 円とする。

(3) 会員講師等の謝金は、1時間当たり次の区分により支給する。

区 分	金 額
① 依頼派遣講師謝金（キャリア・虐待対応派遣等）	10,000 円
② 主催研修講師謝金（事例報告・発表含む）	8,000 円
③ シンポジスト・パネリスト謝金	4,000 円
④ ファシリテーター謝金	1,000 円
⑤ 研修会等運営スタッフ謝金	500 円
⑥ 課題の添削謝金	1,000 円

### (旅費)

第3条 本会の会務・業務には、旅費を支給する。

(1) 本会役員等の会務とは、次のものをいう。

- ① 定款、規則、規程等に基づき開催する、理事会、地区役員会、委員会、プロジェクト会議
- ② 事業計画に基づく、セミナー、研修会・講習会及びこれらの開催に向けての打合せ会議
- ③ 他団体から要請を受けて、本会を代表しての会議
- ④ 他団体が主催し、本会から推薦を受けての研修会・講習会
- ⑤ その他、会長が認めた会務

(2) 本会職員の業務とは、定款、規則、規程等に基づき、雇用契約に定める事項とする。

(3) 定時総会・地区総会・地区学習会の取り扱いは、次のとおりとする。

- ① 会員にとって定時総会・地区総会・地区学習会への出席は、会員としての権利・義務の行使であり、旅費等支給対象としての会務としては取り扱わない。
- ② 定時総会・地区総会に併せて開催するセミナー等の会務については、前項①と同様な取り扱いとする。

### (旅費の種類)

第4条 旅費の種類は、交通費（鉄道賃・航空賃・船賃・車賃）、宿泊費及び日当とする。

### (交通費)

第5条 交通費は次のとおりとする

(1) 公共交通機関

- ① 通常考えられる経路の実費支給とする。
- ② 鉄道運賃については、片道50kmを超える場合は、特急料金、座席指定料金を加算した額とする。
- ③ グリーン車料金及び長野県内の新幹線特急料金は支給しない。

(2) 自家用車使用

- ① 自家用車使用距離1kmにつき25円を支給する。
- ② 通常考えられる経路で有料道路を使用する場合には、有料道路料金についても支給する。

(3) その他

やむを得ない事情でタクシー利用を認められた場合は、領収書の提出を要件としてタクシー利用料金を加算する。

(宿泊費)

第6条 宿泊費は、次のとおりとする。

- (1) 宿泊会場が指定されていない場合は、定額8,000円とする。  
ただし、8,000円以下の宿泊会場が確保できなかった場合に限り、領収書の提出を要件として超えた分を実費支給とする。
- (2) 宿泊会場が指定されている場合は、その指定額とする。
- (3) 宿泊費支給の要件は、2日以上連続の会務に従事し宿泊することが相当と会長が必要と認めた場合。

(日 当)

第7条 日当は、交通費や宿泊費以外の諸雑費に対する実費弁償として、次の額を支給する。

① 会務の実時間が1時間～3.5時間の場合	1,000円
② 会務の実時間が3.5時間を超える場合	2,000円

(請 求)

第8条 謝金及び旅費の請求は、研修会・会議の事前計画・予算が適正に提出・承認されているものに限り、事業実施後2週間以内に様式により行う。

(支 払)

第9条 謝金及び旅費の支払は、指定金融機関口座に振込とする。

(委 任)

第10条 この規程に定める以外のことは、会長の定めるところによる

(改 正)

第11条 この規程改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成25年 9月 2日から施行する。
- 2 この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。
- 3 この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。
- 4 この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。
- 5 この規程は、平成29年 4月22日から施行する。
- 6 この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。
- 7 この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。
- 8 この規程は、令和 3年 6月27日から施行し、4月1日から適用する。
- 9 この規程は、令和 3年11月 7日から施行し、4月1日から適用する。
- 10 この規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。